



みんなの **まち** の **みち** が変わる!

／ いいね! ／

ほこみち

始めよう!

憩う
「みち」へ

賑わう
「みち」へ

楽しむ
「みち」へ

路上で、通りで、様々なみちで **ほっこり** に出会える

全国各地に広がっています！ みちから広がる、まちの可能性



三宮中央通り（神戸市）



本町通り（敦賀市）



銀座通り（甲府市）



大垣駅通り（大垣市）



※ほこみち内に指定された特例区域には、テラスやオープンカフェ等を設置できます。

ほこみちとは

ほこみちは「歩行者利便増進道路」の愛称です。道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける楽しく過ごせる「みち」にしたい、そんな願いを込めました。

なにが変わったの？

これまでの通行を中心とした道路から、人の滞在もしやすい道路空間になります。ほこみち制度により「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、まちなかの「ほっこり」する空間を創出できます。

point 1

歩行者のためになるモノを歩道におくことができます

ほこみち制度を適用する場所を道路管理者が決めます。ほこみちをきっかけに地域から道路管理者に提案したり、地域でストリートの魅力や可能性を話すきっかけにもなります。

point 2

道路を占有する者を公募できます

道路を占有する者を公募で選定できます。地域の特徴を活かしたアイデアや時流に合わせた創意工夫が生まれやすくなります。

※道路管理者以外の者が道路に物品を設置することを道路法では「占有」といいます。

point 3

長期間の占有ができます

公募した場合、占有期間が最長20年間になりました（通常は最長5年）。ビジネスの可能性を試算しやすくなります。カフェ営業などをしようとした場合、長期的な計画が立てやすくなります。

＼こんな時はお問い合わせください／

- ◎ほこみちって何？ ◎どんなものなら置いていいの？
- ◎どんな道ならほこみち指定できるの？
- ◎自分たちの地域でほこみちを指定するには？

ほこみち・よろず窓口

「ほこみち」について、きめ細やかにお答えできるように相談窓口を設置しています。制度を詳しく知りたい方、使ってみたい方、興味を持たれた方などは、お気軽にお問い合わせ下さい！

窓口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連絡先：hqt-hokomichi-sodan@gxb.mlit.go.jp

